

第九部

第二回参議院農林委員会會議録第二十一号

(四六四)

昭和二十三年七月二日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○種畜法(内閣提出、衆議院送付)

○農協同組合法の一部を改正する法律(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

○馬法(内閣送付)

野政務次官から提案理由の御説明を伺います。

○農協同組合(平野善治君) 只今議題になりました農協同組合法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。

農協同組合の組織は、御承知の通り金融事業を目的とする連合会は他の事業を兼営してはならないという制限がございまして、現行法には何らの制約がございせん。併しながら協同組合といつても、これが独占的な性格に発展いたしますことは、経済民主化の見地から避けなければならぬことは申すまでもないところであります。即ち私的独占の禁止に関する法律、及び経済力集中排除に関する法律の精神は、農協同組合にいたしましても、亦適用せられべきことは、これを容認しなければならぬと思っております。

この意味におきまして、今回の改正案によりまして、農協同組合連合会に對してその事業の兼営の範囲に制限を加えようとするのであります。即ち現在は連合会の事業は、信用連合会を除いて包括的な兼営が認められていたわけでありまして、これを事業目的別にそれぞれ別個の連合会として組織せしめるのであります。その事業種別は信用事業、購買事業、農地の管理等の直接農業生産に關係する事業、販賣事業、共済事業及び農村生活、文化の改善に関する事業でありまして、これらの事業は相互に兼営することを禁

止することにいたしましたのであります。尤もこの原則に余りに狭く拘泥いたしませんときは、連合会の機能發揮を甚だしく困難とする結果となりますので、連合会がその本来の事業として行う事業の目的を達成するために、通常必要とする範囲におきましては、他種の事業を兼営することもできることといたしましたのであります。

以上がこの改正法案の内容であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員(梶原謙吉君) 暫時この問題について懇談をいたしたいと思っております。速記を中止いたします。

午後一時四十六分懇談会に移る

午後三時二十一分懇談会を終る

○委員(梶原謙吉君) それでは次に馬法と、馬法組合の整理等に関する法律案及び國營競馬特別会計法案を議題にいたします。先ず初めの二つの法律案について、農林大臣から提案の理由を御説明願います。

○農林大臣(永江一夫君) 馬法案に對して提案理由を御説明申し上げます。現在競馬は日本競馬会の施行にかかわる競馬と、地方競馬の兩建てで施行されて來たのであります。競馬が馬事の振興、國家財政への寄與、國民に健全な娯樂を興えること等の点につき、極めて大きな寄與をして來たことについて御承知の通りであります。特に昭和二十三年度におきましては、八月以降馬券の賣上見込額は、國營競馬に

おいては四十億二千四百八十万円、地方競馬においては二十九億一千七百万円、政府収入は國營競馬から十五億二千一百万円、地方競馬から地方財政の収入となる額が、二億四千八百九十万円となりまして、浮動購買力の吸収によりインフレーションの抑制には多大の貢獻をして

いるものと思われたいのであります。然るにこれが施行の主体たる日本競馬会、都道府縣の馬法組合又は馬法組合連合会等は、私的独占禁止の建前上解散をせざるを得ないような状況になりましたので、急遽本法案を提案することとしたのであります。本法案におきましては、従來日本競馬会が施行して參りましたいわゆる公認競馬は、これを國の直營とし、地方競馬はこれ亦都道府縣の直營としたのであります。

國營競馬における競馬場の敷、開催回数、開催日数、勝馬投票券等につきましては、大体従來通りの建前を踏襲してあります。

尙時代の要求と公正な競馬を行うため、馬券の拂戻は勝馬投票券の券面金額の百倍を超えることができなかったのを、今回この制限を撤廃し、又本法案に遡らざるにわゆる闇競馬に特に重刑を科した外、全面的に罰則を強化いたしましたのであります。

従來の日本競馬会の資産及び負債につきましては、これを政府に継承することができるとし、競馬の円滑な移行を期した次第であります。

地方競馬におきましても、競馬場の敷、開催回数、開催日数、勝馬投票券の發賣、控除率、拂戻及び監督規定等従來と全く同様であります。特に改革しました著しい点を挙げますれば、農林大臣の競馬施行の許可権を廢しました外、馬券税、入場税及び中央馬事会納付金等一切を撤げて、これを都道府縣の収入となしたことで、又馬券の拂戻に對する制限の撤廃と罰則の強化は國營競馬と同様であります。

尙本法の実施に伴いまして、従來の主権者であります都道府縣の馬法組合連合会の所有しておりました競馬に必要の資産は、都道府縣がこれを継承することができるとありますが、爾余の資産及び負債も亦一應都道府縣が継承することができるとあります。併しこれらは農協同組合連合会及び農協同組合は他に優先して、これが資産を賣却することができるとした次第であります。

最後に、この法案は一應本法律施行の日から一年間の有効期限を附したのであります。一年の後に更に継続すべきや否やを検討するという趣旨であります。

以上簡單でありましたが本法案の主たる内容について申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

引續いて次の馬法組合の整理等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

馬法組合はすでに御承知のように、

従来の畜産組合及び同連合会が、昭和十八年法律第四十六号農林法制定の際、馬に関するものと、その他のものに分割され、馬に関するものについて、畜産組合法を改正した馬四組合法を根拠法として、馬事の改良発達を図る目的を以て設立されたものであります。新らしい農林協同組合法の制定に伴い、当然解体されなければならなかつたことは、同法の制定の際にも、衆議院の附帯決議とされていたものであります。

農林協同組合法も制定以來すでに半歳を経て、今や全国的に着実にその設立が進められている状況であり、かたがた鞍馬制度の改革問題も進展を見つつある諸般の情勢を勘案いたしまして、馬四組合の円滑且つ速かな解体を行い、新たな農林協同組合の健全なる発展を期するために必要な措置を講ずるために、本法案を提出した次第であります。

以下本法案の内容の要点を申し上げます。
第一は、既存の馬四組合は、本法施行後五ヶ月以内に解散しなければならぬのであります。これは比較的短期間であり、馬四組合におきましては、事務の処理上や困難が伴うものと考へられますが、一日も早く本来の協同組合組織を進展せしめずためには、馬四組合を長く存続させることは、好ましくありませんので、そこで速かな解散の措置を採つたのであります。

第二に、馬四組合の財産を協同組合に譲渡させる措置を採つた点であります。馬四組合の財産について、馬四組合の組合員を組合員とする農林協同組合に對して、優先的な譲渡を認めると

いうことは当然でもあり、且つ協同組合の健全なる発達を期する上からも必要と存するのであります。

以上簡單であります。本法案の主な内容について申し上げます。何とぞ慎重御審議の上速かに可決されんことをお願い申し上げます。

○本橋三四郎君 只今大臣が言われた馬法の説明に、二十三年度とありますが、二十二年度ではありませんか。(見込だよ)と呼ぶ者あり

○國務大臣(永江一夫君) 八月以降の見込です。

○本橋三四郎君 おあ、見込ですか。

○委員(橋見善男君) ちよつと速記を止め。

○委員(橋見善男君) 速記を始め。それではいろいろの法案が混つて大変恐縮であります。次に森林資源造成法の一部を改正する法律案を議題にいたします。この法律案は本日参議院に先議としてこの委員会に付託せられました。只今から提案理由について政務次官から御説明を伺います。

○政務次官(平野善治郎君) 森林資源造成法の一部を改正する法律案につきまして御説明を申し上げます。

森林資源の造成を確保いたしましたため政府は、造林事業に對し、森林資源造成法によりまして、農林中央金庫をして拠入金額の倍額の額面の造林証券を發行せしめ、その事業の発行後額面金額を支拂ふことによりまして、實質的に造林費の半額を補助することとしたのであります。額額にして三億円に限りまして、三億円と申します数字は、本法制定

當時即ち昭和二十年初頭の物價を基準とし、當時の造林を要する面積約九十三万町歩を造林するに要する費用として算定されたものであります。関係上、その後の物價の変動によりまして、幾ばくも引上を要することになつたのであります。一應三億円を使用し切らるまで法律の改正をなさず、今日まで運用を續けて来たのであります。併しながら造林費の公定價格の數回に亘る値上の結果、遂に極く近い將來においてその頭打を予想される状況と相成りまして、ここにその金額の増加を絶対必要とする段階に立至つたのであります。

ところでこの三億円を現在の造林費によつて計算し直したとしますと、約百六十億円と相成る勘定になります。が、この総額計上制度は、今後數年度に亘る財政支出を法律によつて承認する形となり、年度獨立の予算原則と抵触する虞がありますので、今回からは、會計年度を以て区切ることにして、一應現時の造林費を基礎といたしまして、年度額面金額十五億円と決り、これに必要な改正措置を講じようとするものであります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。

○委員(橋見善男君) それでは只今提案理由を伺いました森林資源造成法の一部改正について御質疑を願ひいたします。

○委員(橋見善男君) 食糧供出確保の際にも申上げて置いたのでありますが、我が國の現在の状況から考へて見ますと、赤松の虫害のために松が立枯れつつあることは皆さんの御承知の通りであるのであります。又今朝のラジオによつて見ますと、東京にもこの害虫が入つて何とぞ対策を講じて東京より北に行かないようにしようという、東京の対策も聞いたのであります。この害虫を駆除すると駆除しないによつて、我が國の森林資源が涵養されるか、されんかの境であるといつても差支ないような重大な害虫であるのであります。又一方食糧増産から申しますと防護林をなくしてしまひ、食糧増産にも支障を來たすのであります。又我が國は観光地として外國人を招んで行かなくちやならないのであります。観光地によい松は殆んどこの害虫にやられて、観光地としての資格がないような状態にもなりつつある現在の状態であるのであります。私

はこの際政府が森林資源の涵養をされると同時に、この松の害虫の駆除を徹底的に行ひまして森林資源が十分に涵養されるようにお願いしたいと思つてあります。又この害虫の駆除に對しては相当多額の費用を要するのでありますから、政府はこの害虫駆除が如何に困難であるか、如何に多額の費用を要するのであるかという点を十分に御検討の上この方面に對する金の支出については十分の覚悟を以て御処置あらんことをお願いする次第であります。又これに對して政府は如何なる対策を持つておられるか、政府の対策を伺いたいと思ひます。

○政務次官(平野善治郎君) 只今藤野委員からお尋ねがありました松の虫害の件であります。この虫害によりまして木材生産、森林保全並びに食糧増産或いは観光等につきまして非常な害をなすことはお説の通りでございます。

○委員(三浦辰男君) 補足して簡單に申し上げます。現在の予算に組んでありますのは、一億一千万円を民有林の補助に四月からこれを組みまして、かかる見当で予算の方にお願いをいたしております。この駆除につきましてはこれが特別によいというよい方法がまだ発見されません。五種類ばかりの昆虫類であります。現在のところ皮を剥ぎ、その皮を枝葉と共に又集めて、そうして地下に入ります。根の部分に刺さ取つて共に焼却をする。早期に発見をして、そういうようなことをしておるのが大体でございます。最近はその焼却はうまく行かぬと山の火災を起すといふことからD.D.Tの研究を今やつてその濃度の点まで來ております。尙この昆虫類に對する外敵の発見といふことも試験場その他でやつて貰つております。それはこの方法であれば最も樂に經費が少なくてできるという、唯一無二といつたような名案がないのが遺憾でございます。学校方面、試験場方面の昆虫、或いはこういう被害の方に権威のある方に集まつて頂きまして、委員会を設けて早急これを退治しなければならぬ。こういうふうに考へております。

尙遺憾なことには、これに合せまして、最近宮崎縣の福島町方面、杉の産地として有名な飯肥地方に「ひばの木くい虫」といふのが発生いたしました。

す。政府としても十分にこれに對する対策を立てたいと思ひまして、只今いろいろの計画を作つておる次第でございます。御質問の御趣旨全く御同感でございます。尙細部の具體的な問題につきましては林野局長官から御説明いたします。

○委員(三浦辰男君) 補足して簡單に申し上げます。現在の予算に組んでありますのは、一億一千万円を民有林の補助に四月からこれを組みまして、かかる見当で予算の方にお願いをいたしております。この駆除につきましてはこれが特別によいというよい方法がまだ発見されません。五種類ばかりの昆虫類であります。現在のところ皮を剥ぎ、その皮を枝葉と共に又集めて、そうして地下に入ります。根の部分に刺さ取つて共に焼却をする。早期に発見をして、そういうようなことをしておるのが大体でございます。最近はその焼却はうまく行かぬと山の火災を起すといふことからD.D.Tの研究を今やつてその濃度の点まで來ております。尙この昆虫類に對する外敵の発見といふことも試験場その他でやつて貰つております。それはこの方法であれば最も樂に經費が少なくてできるという、唯一無二といつたような名案がないのが遺憾でございます。学校方面、試験場方面の昆虫、或いはこういう被害の方に権威のある方に集まつて頂きまして、委員会を設けて早急これを退治しなければならぬ。こういうふうに考へております。

尙遺憾なことには、これに合せまして、最近宮崎縣の福島町方面、杉の産地として有名な飯肥地方に「ひばの木くい虫」といふのが発生いたしました。

す。政府としても十分にこれに對する対策を立てたいと思ひまして、只今いろいろの計画を作つておる次第でございます。御質問の御趣旨全く御同感でございます。尙細部の具體的な問題につきましては林野局長官から御説明いたします。

○委員(三浦辰男君) 補足して簡單に申し上げます。現在の予算に組んでありますのは、一億一千万円を民有林の補助に四月からこれを組みまして、かかる見当で予算の方にお願いをいたしております。この駆除につきましてはこれが特別によいというよい方法がまだ発見されません。五種類ばかりの昆虫類であります。現在のところ皮を剥ぎ、その皮を枝葉と共に又集めて、そうして地下に入ります。根の部分に刺さ取つて共に焼却をする。早期に発見をして、そういうようなことをしておるのが大体でございます。最近はその焼却はうまく行かぬと山の火災を起すといふことからD.D.Tの研究を今やつてその濃度の点まで來ております。尙この昆虫類に對する外敵の発見といふことも試験場その他でやつて貰つております。それはこの方法であれば最も樂に經費が少なくてできるという、唯一無二といつたような名案がないのが遺憾でございます。学校方面、試験場方面の昆虫、或いはこういう被害の方に権威のある方に集まつて頂きまして、委員会を設けて早急これを退治しなければならぬ。こういうふうに考へております。

尙遺憾なことには、これに合せまして、最近宮崎縣の福島町方面、杉の産地として有名な飯肥地方に「ひばの木くい虫」といふのが発生いたしました。

す。政府としても十分にこれに對する対策を立てたいと思ひまして、只今いろいろの計画を作つておる次第でございます。御質問の御趣旨全く御同感でございます。尙細部の具體的な問題につきましては林野局長官から御説明いたします。

○委員(三浦辰男君) 補足して簡單に申し上げます。現在の予算に組んでありますのは、一億一千万円を民有林の補助に四月からこれを組みまして、かかる見当で予算の方にお願いをいたしております。この駆除につきましてはこれが特別によいというよい方法がまだ発見されません。五種類ばかりの昆虫類であります。現在のところ皮を剥ぎ、その皮を枝葉と共に又集めて、そうして地下に入ります。根の部分に刺さ取つて共に焼却をする。早期に発見をして、そういうようなことをしておるのが大体でございます。最近はその焼却はうまく行かぬと山の火災を起すといふことからD.D.Tの研究を今やつてその濃度の点まで來ております。尙この昆虫類に對する外敵の発見といふことも試験場その他でやつて貰つております。それはこの方法であれば最も樂に經費が少なくてできるという、唯一無二といつたような名案がないのが遺憾でございます。学校方面、試験場方面の昆虫、或いはこういう被害の方に権威のある方に集まつて頂きまして、委員会を設けて早急これを退治しなければならぬ。こういうふうに考へております。

尙遺憾なことには、これに合せまして、最近宮崎縣の福島町方面、杉の産地として有名な飯肥地方に「ひばの木くい虫」といふのが発生いたしました。

合の組合員を組合員とする農業者同組合に對して、優先的な譲渡を認めると

限られていたものであります。而してこの三億円を申します数字は、本法制定

いと、赤松の虫害のために松が立枯れしつづめることは皆さんの御承知の

産或いは観光等につきましては非常な害をなすことはお説の通りでございます

地として有名な飯地地方に「ひびの木くい虫」というのが発生いたしましたし

た。これは府縣と協力して、差当り予算的措置も間に合いかねますので、安本方面とも連絡の上に、町の被害の補助費をそれに充てて、後は予備金その他で処置をして頂く連絡の下にやっております。

○平沼勲太郎君 只今御説明の、森林資源造成法の、即ち造成証券は三億を十億に増したというお話ですが、これは苗木の額とインフレの関係で特に有利でないという事は、現在一町歩植林するのに二万円乃至三万円かかるので、先程の御説明は二分の一とおっしゃいましたけれども、四分の一であればなつたわけではないかと思ひますけれども、あることは結構ですが、併しながら現在例えれば昨年伐つた山の収入で、今年植林しようと思つと、殆んど物價変更のために立木の全部を造林に充てても足りないところへ、二分の一をここで出資証券に出資しろといわれ

のは出資証券に出資する金になりません。それに対しての方法を考えて頂かなければ、結局これは画餅に等しいものになると思ひのであります。これに對するお考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(三浦廣男君) 只今平沼委員の御指摘されましたのは、私共も実は最もその点を遺憾と思つているのでございませう。実はこの法案提出が誠に遅くなつたのもその点は指摘されたのであります。今日一町歩の植林をいたします場合、その費途はその半額である五千万円でこの証券を買つて、一方一町の経費を投じて造林を行い、その後初めて終つたことを証明して貰つて、この証券を返すことによつて初めてその五千万の補助を受ける、こういうことは、一町の造林をするのに一千万五千万の資金がなければならぬことになつて、必ずしも奨励といふことには成りかねるのではないか、この点も亦指摘された一つでありまして、先程來話が出ております農林の特別会計が相伴います場合、極めてこれは意味のあることになると、その点は誠に遺憾な点でございます。

は非常に重要なことだと思ひます。委員各位は現在の森林の状態を見て、そのうしてどういふ憂慮する点があるから、國會でどういふ決議をするということになつたことだと、こう思ひのであります。私も実は森林の状態を見まじて、最近非常に濫伐というのかが、いわゆる裸になつていゝ面積が多のであります。この状態をいろいろ聞いて見ますと、これは戦争中に相當濫伐が行われた、こういふのであります。私は先日宮城縣の北から岩手縣にかけて、自轉車で旅行したのであります。この道路筋では殆んど山が裸になつておる。そして非常にそこは私に取つては親しい道路でありまして、確かにこの道はいつか来た道だと思つて見おつたが、全く手が違つて、それ程までに山の形相が變つて、更に私が見て歩くときに、いわゆる伊達街道で有名な松がなくなつてゐる。どうして松がなくなつたかと思ひましたら、これは松根油を作るために掘つて行つたと簡単に答えた。私は戦争中は大分無茶をやつたものだ、この農民の一言で感じたのであります。ああいふものを僅かに松根油が欲しがつたといふことで根っこを掘り返すなどいふことは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。終戦後においても相當山が裸になつております。これは非常に重大なことじやないかと思ひます。この際私勉強のために伺ひして置くのであります。どういふような形式を取つて、そのうしてあのような沙汰を作り出したか、且つそのう沙汰が今日どういふふうか、どのような面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

私有林の方について数字的に伺ひして置きたいと思ひます。お答えは少しづつくり数字を讀んで置きたいと思ひます。

○政府委員(三浦廣男君) 只今の御質問にお答えいたしますが、実は数字は今日手持にはありませんが、昭和十四年頃までは植栽と伐採とが大体均衡を取つております。それから十八年頃までは伐採に對して約七割程度まで植栽の面積が見合つておりました。つまり三割は放置されたといふ形でございます。その後その恰好が長かつたが、終戦の二十一年には民有林で以て二十五万町歩程度の欠がある、つまり伐採したけれども、そのまま植栽すべきところを植えないで放置しておるといふ面積になつておる。國有林の方におきましては、そのうち、その後植栽をしなければならぬ土地であつて、そのうして植栽をしていない土地が現在はお約七十万町歩程度あるわけでありまして、その外に更に病害が入つたとしても申しさしよか、一つのそこを補助的な工作をして後植栽を必要とするいわゆる赤松地、眞裸ないわゆる赤松といわれおる山が二十五万五千町歩でございます。それらに對しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐ります分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補ひをその間に附ける、こういうことで計画を持つておるのでございませう。

百万石程度でございます。それがその當時におきましては、樺太方面からパルプとなつて來るもの、或いはパルプの原木となつてそのまま入つたものが千五百万石以上でございます。又木材におきましては、一千万石を超えた年も昭和七年頃まではありました。そのういふようなことで消費量は六千五百万石くらいございませうが、併し段々運輸力が詰りました結果、これをいわゆる日本の國の中で生産をしなければならぬやうになりまして、昭和十二年頃には七千万石近いものが今日の版圖の中で伐られました。作戦の拡大或いは戦地におきまますところの經濟工作といふような關係から、ますますその量は増されて、昭和十七年、十八年におきましては実に一億二百万石に達した実績でございます。計画ではございませぬ、検査数量でございませぬが、実績を挙げた。こういうふう非常に急激な上り方をして伐採をして参りました。又新炭におきましても、石炭、電氣等の面が家庭、その他の方の使用制限から非常に要求をされて、凡そ昭和の初めの頃は統制その他の規正はございませぬが、その推定約五割以上の二億二十万トンを生産したのが十八年であつたと思ひます。そのういふような非常ないわゆる電氣がなければ、或いは石炭がなければ、その他の燃料がなければ、或いは鉄鋼がなければ、或いはセメントがなければといふような關係で、悉くこれを森林資源の關係に求められる。止むを得ずこれはしなければならぬといふやういふ實際の結果、さやうなことを招いたわけでございます。

法で植林が完全に行くかどうかという事は非常に疑問な点でございます。先程も安本の金融課長からのお話によりますと、農村金融特別会計がうまく行きそうであつたのが、まずくなつた。私達はその十億の出資証券で一時期入り入れてやるといふ方法を非常に頼りにして置いたのでありますが、それが大体まずくなつてしまつたとなつたならば、如何なる方法でその出資証券の金を生み出すか、無理に預金を出してすれば結局造林ができませんといふやうなことに陥着するのですが、少くとも三億が十五億になりますれば、十五億の半分の七億五千万円といふも

の御指摘されましたのは、私共も実は最もその点を遺憾と思つているのでございませう。実はこの法案提出が誠に遅くなつたのもその点は指摘されたのであります。今日一町歩の植林をいたします場合、その費途はその半額である五千万円でこの証券を買つて、一方一町の経費を投じて造林を行い、その後初めて終つたことを証明して貰つて、この証券を返すことによつて初めてその五千万の補助を受ける、こういうことは、一町の造林をするのに一千万五千万の資金がなければならぬことになつて、必ずしも奨励といふことには成りかねるのではないか、この点も亦指摘された一つでありまして、先程來話が出ております農林の特別会計が相伴います場合、極めてこれは意味のあることになると、その点は誠に遺憾な点でございます。

は非常に重要なことだと思ひます。委員各位は現在の森林の状態を見て、そのうしてどういふ憂慮する点があるから、國會でどういふ決議をするということになつたことだと、こう思ひのであります。私も実は森林の状態を見まじて、最近非常に濫伐というのかが、いわゆる裸になつていゝ面積が多のであります。この状態をいろいろ聞いて見ますと、これは戦争中に相當濫伐が行われた、こういふのであります。私は先日宮城縣の北から岩手縣にかけて、自轉車で旅行したのであります。この道路筋では殆んど山が裸になつておる。そして非常にそこは私に取つては親しい道路でありまして、確かにこの道はいつか来た道だと思つて見おつたが、全く手が違つて、それ程までに山の形相が變つて、更に私が見て歩くときに、いわゆる伊達街道で有名な松がなくなつてゐる。どうして松がなくなつたかと思ひましたら、これは松根油を作るために掘つて行つたと簡単に答えた。私は戦争中は大分無茶をやつたものだ、この農民の一言で感じたのであります。ああいふものを僅かに松根油が欲しがつたといふことで根っこを掘り返すなどいふことは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。終戦後においても相當山が裸になつております。これは非常に重大なことじやないかと思ひます。この際私勉強のために伺ひして置くのであります。どういふような形式を取つて、そのうしてあのような沙汰を作り出したか、且つそのう沙汰が今日どういふふうか、どのような面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

私有林の方について数字的に伺ひして置きたいと思ひます。お答えは少しづつくり数字を讀んで置きたいと思ひます。

○政府委員(三浦廣男君) 只今の御質問にお答えいたしますが、実は数字は今日手持にはありませんが、昭和十四年頃までは植栽と伐採とが大体均衡を取つております。それから十八年頃までは伐採に對して約七割程度まで植栽の面積が見合つておりました。つまり三割は放置されたといふ形でございます。その後その恰好が長かつたが、終戦の二十一年には民有林で以て二十五万町歩程度の欠がある、つまり伐採したけれども、そのまま植栽すべきところを植えないで放置しておるといふ面積になつておる。國有林の方におきましては、そのうち、その後植栽をしなければならぬ土地であつて、そのうして植栽をしていない土地が現在はお約七十万町歩程度あるわけでありまして、その外に更に病害が入つたとしても申しさしよか、一つのそこを補助的な工作をして後植栽を必要とするいわゆる赤松地、眞裸ないわゆる赤松といわれおる山が二十五万五千町歩でございます。それらに對しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐ります分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補ひをその間に附ける、こういうことで計画を持つておるのでございませう。

百万石程度でございます。それがその當時におきましては、樺太方面からパルプとなつて來るもの、或いはパルプの原木となつてそのまま入つたものが千五百万石以上でございます。又木材におきましては、一千万石を超えた年も昭和七年頃まではありました。そのういふようなことで消費量は六千五百万石くらいございませうが、併し段々運輸力が詰りました結果、これをいわゆる日本の國の中で生産をしなければならぬやうになりまして、昭和十二年頃には七千万石近いものが今日の版圖の中で伐られました。作戦の拡大或いは戦地におきまますところの經濟工作といふような關係から、ますますその量は増されて、昭和十七年、十八年におきましては実に一億二百万石に達した実績でございます。計画ではございませぬ、検査数量でございませぬが、実績を挙げた。こういうふう非常に急激な上り方をして伐採をして参りました。又新炭におきましても、石炭、電氣等の面が家庭、その他の方の使用制限から非常に要求をされて、凡そ昭和の初めの頃は統制その他の規正はございませぬが、その推定約五割以上の二億二十万トンを生産したのが十八年であつたと思ひます。そのういふような非常ないわゆる電氣がなければ、或いは石炭がなければ、その他の燃料がなければ、或いは鉄鋼がなければ、或いはセメントがなければといふような關係で、悉くこれを森林資源の關係に求められる。止むを得ずこれはしなければならぬといふやういふ實際の結果、さやうなことを招いたわけでございます。

をここで出資証券に出資しろといわれ

○池田樞君 私は林野局長官に御質問して置きたいんですが、茫漠とした質問でありましたが、先日この委員会でも森林保全に関する決議案が通過一致で可決されたのであります。私はこれ

の御指摘されたのは、私共も実は最もその点を遺憾と思つているのでございませう。実はこの法案提出が誠に遅くなつたのもその点は指摘されたのであります。今日一町歩の植林をいたします場合、その費途はその半額である五千万円でこの証券を買つて、一方一町の経費を投じて造林を行い、その後初めて終つたことを証明して貰つて、この証券を返すことによつて初めてその五千万の補助を受ける、こういうことは、一町の造林をするのに一千万五千万の資金がなければならぬことになつて、必ずしも奨励といふことには成りかねるのではないか、この点も亦指摘された一つでありまして、先程來話が出ております農林の特別会計が相伴います場合、極めてこれは意味のあることになると、その点は誠に遺憾な点でございます。

は非常に重要なことだと思ひます。委員各位は現在の森林の状態を見て、そのうしてどういふ憂慮する点があるから、國會でどういふ決議をするということになつたことだと、こう思ひのであります。私も実は森林の状態を見まじて、最近非常に濫伐というのかが、いわゆる裸になつていゝ面積が多のであります。この状態をいろいろ聞いて見ますと、これは戦争中に相當濫伐が行われた、こういふのであります。私は先日宮城縣の北から岩手縣にかけて、自轉車で旅行したのであります。この道路筋では殆んど山が裸になつておる。そして非常にそこは私に取つては親しい道路でありまして、確かにこの道はいつか来た道だと思つて見おつたが、全く手が違つて、それ程までに山の形相が變つて、更に私が見て歩くときに、いわゆる伊達街道で有名な松がなくなつてゐる。どうして松がなくなつたかと思ひましたら、これは松根油を作るために掘つて行つたと簡単に答えた。私は戦争中は大分無茶をやつたものだ、この農民の一言で感じたのであります。ああいふものを僅かに松根油が欲しがつたといふことで根っこを掘り返すなどいふことは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。終戦後においても相當山が裸になつております。これは非常に重大なことじやないかと思ひます。この際私勉強のために伺ひして置くのであります。どういふような形式を取つて、そのうしてあのような沙汰を作り出したか、且つそのう沙汰が今日どういふふうか、どのような面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

私有林の方について数字的に伺ひして置きたいと思ひます。お答えは少しづつくり数字を讀んで置きたいと思ひます。

○政府委員(三浦廣男君) 只今の御質問にお答えいたしますが、実は数字は今日手持にはありませんが、昭和十四年頃までは植栽と伐採とが大体均衡を取つております。それから十八年頃までは伐採に對して約七割程度まで植栽の面積が見合つておりました。つまり三割は放置されたといふ形でございます。その後その恰好が長かつたが、終戦の二十一年には民有林で以て二十五万町歩程度の欠がある、つまり伐採したけれども、そのまま植栽すべきところを植えないで放置しておるといふ面積になつておる。國有林の方におきましては、そのうち、その後植栽をしなければならぬ土地であつて、そのうして植栽をしていない土地が現在はお約七十万町歩程度あるわけでありまして、その外に更に病害が入つたとしても申しさしよか、一つのそこを補助的な工作をして後植栽を必要とするいわゆる赤松地、眞裸ないわゆる赤松といわれおる山が二十五万五千町歩でございます。それらに對しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐ります分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補ひをその間に附ける、こういうことで計画を持つておるのでございませう。

百万石程度でございます。それがその當時におきましては、樺太方面からパルプとなつて來るもの、或いはパルプの原木となつてそのまま入つたものが千五百万石以上でございます。又木材におきましては、一千万石を超えた年も昭和七年頃まではありました。そのういふようなことで消費量は六千五百万石くらいございませうが、併し段々運輸力が詰りました結果、これをいわゆる日本の國の中で生産をしなければならぬやうになりまして、昭和十二年頃には七千万石近いものが今日の版圖の中で伐られました。作戦の拡大或いは戦地におきまますところの經濟工作といふような關係から、ますますその量は増されて、昭和十七年、十八年におきましては実に一億二百万石に達した実績でございます。計画ではございませぬ、検査数量でございませぬが、実績を挙げた。こういうふう非常に急激な上り方をして伐採をして参りました。又新炭におきましても、石炭、電氣等の面が家庭、その他の方の使用制限から非常に要求をされて、凡そ昭和の初めの頃は統制その他の規正はございませぬが、その推定約五割以上の二億二十万トンを生産したのが十八年であつたと思ひます。そのういふような非常ないわゆる電氣がなければ、或いは石炭がなければ、その他の燃料がなければ、或いは鉄鋼がなければ、或いはセメントがなければといふような關係で、悉くこれを森林資源の關係に求められる。止むを得ずこれはしなければならぬといふやういふ實際の結果、さやうなことを招いたわけでございます。

○池田樞君 先程私は國道の國有

の御指摘されたのは、私共も実は最もその点を遺憾と思つているのでございませう。実はこの法案提出が誠に遅くなつたのもその点は指摘されたのであります。今日一町歩の植林をいたします場合、その費途はその半額である五千万円でこの証券を買つて、一方一町の経費を投じて造林を行い、その後初めて終つたことを証明して貰つて、この証券を返すことによつて初めてその五千万の補助を受ける、こういうことは、一町の造林をするのに一千万五千万の資金がなければならぬことになつて、必ずしも奨励といふことには成りかねるのではないか、この点も亦指摘された一つでありまして、先程來話が出ております農林の特別会計が相伴います場合、極めてこれは意味のあることになると、その点は誠に遺憾な点でございます。

は非常に重要なことだと思ひます。委員各位は現在の森林の状態を見て、そのうしてどういふ憂慮する点があるから、國會でどういふ決議をするということになつたことだと、こう思ひのであります。私も実は森林の状態を見まじて、最近非常に濫伐というのかが、いわゆる裸になつていゝ面積が多のであります。この状態をいろいろ聞いて見ますと、これは戦争中に相當濫伐が行われた、こういふのであります。私は先日宮城縣の北から岩手縣にかけて、自轉車で旅行したのであります。この道路筋では殆んど山が裸になつておる。そして非常にそこは私に取つては親しい道路でありまして、確かにこの道はいつか来た道だと思つて見おつたが、全く手が違つて、それ程までに山の形相が變つて、更に私が見て歩くときに、いわゆる伊達街道で有名な松がなくなつてゐる。どうして松がなくなつたかと思ひましたら、これは松根油を作るために掘つて行つたと簡単に答えた。私は戦争中は大分無茶をやつたものだ、この農民の一言で感じたのであります。ああいふものを僅かに松根油が欲しがつたといふことで根っこを掘り返すなどいふことは、非常に過去の歴史を無視したりなんかして無茶をやると考えたのであります。終戦後においても相當山が裸になつております。これは非常に重大なことじやないかと思ひます。この際私勉強のために伺ひして置くのであります。どういふような形式を取つて、そのうしてあのような沙汰を作り出したか、且つそのう沙汰が今日どういふふうか、どのような面積になつておるか、これは國有林の方ではなく、

私有林の方について数字的に伺ひして置きたいと思ひます。お答えは少しづつくり数字を讀んで置きたいと思ひます。

○政府委員(三浦廣男君) 只今の御質問にお答えいたしますが、実は数字は今日手持にはありませんが、昭和十四年頃までは植栽と伐採とが大体均衡を取つております。それから十八年頃までは伐採に對して約七割程度まで植栽の面積が見合つておりました。つまり三割は放置されたといふ形でございます。その後その恰好が長かつたが、終戦の二十一年には民有林で以て二十五万町歩程度の欠がある、つまり伐採したけれども、そのまま植栽すべきところを植えないで放置しておるといふ面積になつておる。國有林の方におきましては、そのうち、その後植栽をしなければならぬ土地であつて、そのうして植栽をしていない土地が現在はお約七十万町歩程度あるわけでありまして、その外に更に病害が入つたとしても申しさしよか、一つのそこを補助的な工作をして後植栽を必要とするいわゆる赤松地、眞裸ないわゆる赤松といわれおる山が二十五万五千町歩でございます。それらに對しまして、政府はこれを五ヶ年の間に伐ります分に對しまして、植林は勿論今まで欠けておりましたその補ひをその間に附ける、こういうことで計画を持つておるのでございませう。

百万石程度でございます。それがその當時におきましては、樺太方面からパルプとなつて來るもの、或いはパルプの原木となつてそのまま入つたものが千五百万石以上でございます。又木材におきましては、一千万石を超えた年も昭和七年頃まではありました。そのういふようなことで消費量は六千五百万石くらいございませうが、併し段々運輸力が詰りました結果、これをいわゆる日本の國の中で生産をしなければならぬやうになりまして、昭和十二年頃には七千万石近いものが今日の版圖の中で伐られました。作戦の拡大或いは戦地におきまますところの經濟工作といふような關係から、ますますその量は増されて、昭和十七年、十八年におきましては実に一億二百万石に達した実績でございます。計画ではございませぬ、検査数量でございませぬが、実績を挙げた。こういうふう非常に急激な上り方をして伐採をして参りました。又新炭におきましても、石炭、電氣等の面が家庭、その他の方の使用制限から非常に要求をされて、凡そ昭和の初めの頃は統制その他の規正はございませぬが、その推定約五割以上の二億二十万トンを生産したのが十八年であつたと思ひます。そのういふような非常ないわゆる電氣がなければ、或いは石炭がなければ、その他の燃料がなければ、或いは鉄鋼がなければ、或いはセメントがなければといふような關係で、悉くこれを森林資源の關係に求められる。止むを得ずこれはしなければならぬといふやういふ實際の結果、さやうなことを招いたわけでございます。

の立木ですが、伊達街道の名物の松が松根油のために掘り起されたという、非常にひどい例を挙げたのですが、その外割合に山林なんか持つておられん人でも、戦争中強制的に用材を政府から買われて、そうしてこの事実を方々に見られるのですが、それはおるんですか、そういうことは。

○政府委員(三浦慶男) それは確かにごさいます。殊に石炭と船との解決、鉄鋼船との解決を木造船に求めた。その堂々巡りの石炭と鉄鋼、いわゆる船とお互いに堂々巡りして陸路になつておるのを木造船に求めた。その結果木造船に最も望ましいところの「けやき」か「かし」が求められた。これらのものがその蓄積がございませんで、殊に関東平野にございませんで山廻りの「けやき」「かし」がいゆるゆる出原木の対象になつて来たのでありまして、先程池田委員のお話になつた東北方面における平地の並木、これは日光の並木も問題がございまして、国土の保安の点から申しますと、更に恐ろしいのは、關西方面の最も崩れ易い花崗岩地帯でも松根を掘つてそのままにした、こういうふうなことは誠に遺憾でございませう。

○池田委員 私は只今長官が御説明になつたよりな事實は、これは非常に小さい面積ばかりで、これは非常に積だと思つて居る。この数字はいずれ明らかして頂けるだろうと思つて居る。若しそうだとするならば、森林問題には二つの問題がある。少くとも今日森林問題がこういう形において表現されておるの、戦争中におけるいわゆる戦争政策によるところの濫伐だと思つて居る。従つて戦争中において森林が伐採

されて、あのようにな大きな沙漠を作つたといふことは、これは森林所有者がみずからしたことではなく、國家の計画によつてあるといふふうになつたのだ、こういうふうな考えが、それができると思つて居る。若しそうであるとするならば、私は終戦後においてこの森林所有者に対してどうもつと積極的な、これは平たい言葉でいへば賠償ですが、國家がそれを今日賠償するといふ力は敗戦の結果ないわけですから、賠償しなくてもよろしいが、それに代るべき何らかの政策を探るのが然るべきではないか、こう思ふのです。というの、私がそういう山林所有者についていろいろ話を聞く。つまり今日の問題でいうと、あなたの家ではそんなに山を持つておつて、伐つて賣つたのだから儲かつたでしょう。その儲かつた金で苗木を買つて植えたらどうですか、そのくらい金はあるでしょう、と言いますと、どういふことを答えるか。いやあれは安易うちに政府から買われたので、今日では政府に賣つた金では、あの苗木の十分の一も買えないのです。という。そうすると、あの人は政府から木を伐られたときには、非常に安い價格で、その用材は苗木以下の値段で取られた。その人達が今治山治水がどういふわけで、又自分自身も子孫のためにそういう森林を残したいと思つても、到底苗木を買えない。こういうことで沙漠のままにしておるのだと私は思ふ。非常に常識的な見解ですが、そう思ふのです。そうするならば政府としては賠償ができません、もつと苗木をたやすく提供すると、そのくらの面倒はあつたらぬ人達に対してしなければならぬ、いやない

か。これが一つの問題になると思つて居る。もう一つの問題は、そういう基礎の上に、その後において更に山林の濫伐傾向が来ておる。この濫伐傾向というものは、その後における経済的ないろいろな原因があつて現われて来たのですが、併しながら終戦後において政府当局が、こうして戦争中荒らしたところの森林に対して、積極的の施策を持たないといふことが、その後においても山林の濫伐傾向を生み出して居る原因をなして居ると思ひます。この点は林野局当局は、計画的な問題といふことについては國有林の方について多く考へ、私有林については或いは考へていないかも知れません。いろいろ條件であれはうんと儲かるから、濫伐しておるといふふうにお考えになつて居るかも知れませんが、こういう沙漠が無計画に作られて行くといふことは、終戦後において計画的な政策がないからではないかと思つて居る。単に國有林だけではなく、私有林についても政府は積極的に植栽をさせる、或いは計画的に伐採するといふようなことを、私は必ずこれは統制の方式でやらなければならぬと思つて居る。これは非常に重大なことなかつたら、これは非常に重大なことになると思つて居る。而もそれをやらないとするならば、政府は非常に人民に対して無策である、こういうことになるといふやないかと思つて居る。その点を一つ伺ひたいと思つて居る。

○政府委員(三浦慶男) いろいろの御注意にその通りであります。現われるところは誠にそういう方々に對し、或いは山林そのものに対して、今のところこれと云つて華々しく助成その他の面に現われていないのは遺憾と思ひますが、当局といたしましては、これはできるだけしたいといふことでは、やつて居るので、種を採りますところの五町以下の苗圃の問題、或いは苗木の問題、植えることからの後の手入れまで、遺憾ながら僅かの金ではありまするが、できるだけの助成を今日財政の許す範囲内ではしている、こういうことになつておられます。

○池田委員 ただ申すに、だから多少でも苗木を配つてやるとか、金を出してやるとか、いふことでは、私は積極的な政策にならないと思つて居る。予算が少かつたら少いなりに、物がなかつたらないなりに、そういう状態の下において、何かと山林の計画的なことに、何かと政府は考へなければならぬのじやないかと思つて居る。政府に金がなかつたらないなりに、今度は山林所有者に働いて貰ふとか又は工夫して貰ふとか、とにかく政府の力と山林所有者自身の力によつて何らかの工夫をして貰わなければならぬと思つて居る。申すに、手拭一本置いて行くといふような食糧根性を持つていてはこれは政策にならないと思つて居る。

○政府委員(三浦慶男) 池田委員の非常に高遠な御意見を拜聴いたしまして、(笑)政府においても全く御同感でございませう。従つて只今提案いたしましたのも、御説の一端に副うようにやりたいといふわけでやつて居るのであります。決して戦争中の荒廃させた責任から政府が逃れたり或いはいろいろな曖昧模糊とした態度で進んでおるのではありません。森林五ヶ年計

画を立てまして、この五年の中に今度植栽する分によつて全部の復旧をした、その裏打ちとして再びこういうような法案を作りまして助成に乗り出して行つて、森林保全のために努力をして行きたいといふのでございまして、今年には財政上の措置が十分に行かなくなつたことは非常に遺憾であります。又先程平沼委員のお話のありました通り、復金或いはその他の特別助成金の問題が、はつきりした見通しの附かないために、實際は活潑な造林ができていない実情であります。併しながらその面につきましては、今後とも幾ま努力をいたしまして御意見を伺ひたいと思つて居ります。

○池田委員 私の質問はこれで止めます。

○農田政三君 ちよつと簡單でありまして、先程平沼委員から現在の造林の費用が一千万一千万五千万ではできないといふような御指摘がありました。これ以上は山側から見れば二分の一といふことになつておられます。果して二千万かかるか三千万かかるか分りませぬけれども、二分の一といふものをここで限定した以上は、本當の出資價格であるかといふ問題が、これは数字が何かできているか、それを伺ひたいと思つて居ります。

○政府委員(三浦慶男) 只今の二分の一といふのは、つまりお買ひになる額面金額の二分の一、こういうこととございまして、實際一反歩当り戻したといふことは又別に考へておるのでございまして、一千万の証券をお求めになるには、五千万でお求めになつ

○政府委員(三浦慶男) いろいろの御注意にその通りであります。現われるところは誠にそういう方々に對し、或いは山林そのものに対して、今のところこれと云つて華々しく助成その他の面に現われていないのは遺憾と思ひますが、当局といたしましては、これはできるだけしたいといふことでは、やつて居るので、種を採りますところの五町以下の苗圃の問題、或いは苗木の問題、植えることからの後の手入れまで、遺憾ながら僅かの金ではありまするが、できるだけの助成を今日財政の許す範囲内ではしている、こういうことになつておられます。

○池田委員 ただ申すに、だから多少でも苗木を配つてやるとか、金を出してやるとか、いふことでは、私は積極的な政策にならないと思つて居る。予算が少かつたら少いなりに、物がなかつたらないなりに、そういう状態の下において、何かと山林の計画的なことに、何かと政府は考へなければならぬのじやないかと思つて居る。政府に金がなかつたらないなりに、今度は山林所有者に働いて貰ふとか又は工夫して貰ふとか、とにかく政府の力と山林所有者自身の力によつて何らかの工夫をして貰わなければならぬと思つて居る。申すに、手拭一本置いて行くといふような食糧根性を持つていてはこれは政策にならないと思つて居る。

○池田委員 私の質問はこれで止めます。

○農田政三君 ちよつと簡單でありまして、先程平沼委員から現在の造林の費用が一千万一千万五千万ではできないといふような御指摘がありました。これ以上は山側から見れば二分の一といふことになつておられます。果して二千万かかるか三千万かかるか分りませぬけれども、二分の一といふものをここで限定した以上は、本當の出資價格であるかといふ問題が、これは数字が何かできているか、それを伺ひたいと思つて居ります。

風象によるごとの運位だと思いま
す。従つて戦争中において森林が伐採

か、そのくらしいの面倒はあつて人達
に対してしなければならないじやない

御注意誠にその通りであります。現わ
れるところは誠にさういつた方々に對

るいろな興味模範とした態度で進んで
おるのではあります。森林五ヶ年計

ございまして、一万円の証券をお求め
になるには、五千円でお求めになつ

て種林を実施した場合にその一万円を
政府からお拂いする、その結果半額の

のものは國土の荒廢を目的とし
ておらないでございますが、末端

創設特別措置法にも法律の手続上の欠
点があるのじやないかと思ひます。そ

かどうか、さういふことを一つお伺
したいと思つております。

書に御署名願ひます。
〔多數意見者署名〕

御意見もあり、御意見もある
ようにございしますが、大體政府とい

あることは率直に私共の認めるもので
あります。従つて今後の開拓について

の結果開拓しようとする者、開拓した
い者、さういふ者が手続の欠陥から、

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) それから大
に、先程申し上げました國營競馬特別

はさういふふうな行き過ぎのないよう
な方法を講じたいという意図を以ちま

して、いろ／＼とこれまでも通牒等を
以て開拓適地として決定する場合には

糾させるかと思つております。さうい
ふから、これは二法案のさういふふ

○委員(前見義男君) 速記を止め
て。

○委員(前見義男君) 速記を止め
たしするにつつきまして、この競馬に

○委員(前見義男君) 只今の造
林費というのは大體原則としては一町

この際さういふ争いを今までのさうな
形で争はせないで、もつとゆづくりと

○委員(前見義男君) 速記を始め
て下さい。大體御質疑も出盡したよう

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) それでは本日
はこの程度に止めて、明日は午前

○委員(前見義男君) 只今農地
改革と山林とお尋ねのように拜承

○委員(前見義男君) 外に御質疑ご
ざいせんか。

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

○委員(前見義男君) 御異議ないよ
うでございますから、この法案につい

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
委員 木下 源吾君
高橋 啓君
門田 定藏君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
木村三四郎君
小杉 繁宏君
竹中 七郎君
石川 徳吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
島村 軍次君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
池田 恒雄君
廣瀬與兵衛君

國務大臣

農林大臣 永江 一夫君
政府委員 農林政務次官 平野善治郎君
林野局長官 三浦 辰男君
大蔵政務次官 森下 政一君

七月一日本委員会に左の事件を付託された。

一、種畜法案(第四百十八号)

(予備審査のための付託は六月二十六日)
一、森林資源造成法の一部を改正する法律案(第五百十号)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

二、競馬法案(予第二百四号)

一、馬匹組合の整理等に関する法律案(予第二百五号)
一、國營競馬特別會計法案(予第二百六号)

森林資源造成法の一部を改正する法律案

森林資源造成法の一部を改正する法律案

森林資源造成法(昭和二十年法律第一三五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「額面三億円」を「額面十五億円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

競馬法案

第一章 總則

第一條 政府又は都道府縣は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 政府が行う競馬は、國營競馬といひ、都道府縣が行う競馬は、地方競馬といふ。

3 政府又は都道府縣以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを發賣して、競馬を行つてはならない。

第二章 國營競馬

(競馬場)

第二條 國營競馬の競馬場は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所とする。

第三條 國營競馬の開催は、競馬場

ごとに年二回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年二回開催することができないときは、その隣接競馬場において、年三回開催することができる。

2 阪神競馬場及び宮崎競馬場において競馬の開催ができるまでの間、京都競馬場及び小倉競馬場においては、第一項の規定にかかわらず、年四回國營競馬を開催することができる。

3 前二項の競馬の開催日数は、一回につき、八日以内とする。

第四條 政府は、競馬を開催するときは、入場者から、三十円以上百円以下の範囲内で、地方税法(昭和二十三年法律第 号)の規定による入場税及び入場税附加税を含めた入場料を徴収する。但し、農林大臣は、一回につき二千人以内の限度において無料入場を許可することができる。

2 政府は、前項の規定により徴収した入場税及び入場税附加税は、これを当該地方公共団体に交付しなければならない。

3 地方税法が制定施行せられるまでの間、第一項中「地方税法(昭和二十三年法律第 号)」とあるのは「入場税法(昭和十五年法律第四十四号)」と「入場税及び入場税附加税」とあるのは「入場税」と読み替え、第二項の規定は、これを適用しない。

(勝馬投票券)

第五條 政府は、入場者に対し、券面金額十円又は二十円の勝馬投票

券を券面金額で發賣することができる。

2 政府は、前項の勝馬投票券十枚分又は百枚分を一枚をもつて代表する勝馬投票券を發賣することができる。

(勝馬投票法)

第六條 勝馬投票法は、單勝式、複勝式及び連勝式の三種とする。

第七條 單勝式勝馬投票法においては、第一着となつた馬を勝馬とする。

2 複勝式勝馬投票法においては、勝馬投票券發賣開始の時に、出走すべき馬が四頭以下であるときは第一着となつた馬を、五頭以上七頭以下であるときは第一着及び第二着となつた馬を、八頭以上であるときは第一着、第二着及び第三着となつた馬を勝馬とする。

3 連勝式勝馬投票法においては、第一着及び第二着となつた馬をその順位に従い一組としたものを勝馬とする。

4 連勝式勝馬投票法において、出走すべき馬が七頭以上あるときは、附録第一の例により連勝式番号をつけることができる。

(拂戻金)

第八條 政府は、勝馬投票の的中者に対し、当該競走に対する勝馬投票券の買得金(勝馬投票券の發賣金額から第十二條の規定により返還すべき金額を控除したもの。以下同じ)の額を各勝馬投票法に区分した金額について、附録第二に

定める第一号算式によつて算出した金額から附録第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した残額を、当該競馬に対する各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

2 前項の規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を拂戻金の額とする。

第九條 勝馬投票の的中者が、場合に於ける買得金は、その金額からその金額の百分の二十五及び附録第二に定める第二号算式によつて算出した金額を控除した、残額を出走した馬であつて勝馬以外のものに対し投票した者に対し、各勝馬投票券に按分した金額を拂戻金として交付する。

第十條 拂戻金を交付する場合において、前二條の規定によつて算出した金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てる。

2 前項の端数切捨によつて生じた金額は、政府の收入とする。

第十一條 第八條及び第九條の規定による拂戻金の債権は、一年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

(投票の無効)

第十二條 勝馬投票券を發賣した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走における投票は、これを無効とする。

一 出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

第三條 國營競馬の開催は、競馬場

第五條 政府は、入場者に対し、券面金額十円又は二十円の勝馬投票

分した金額について、附録第二に

一 出走すべき馬が一頭のみとなつたこと。
二 競走が成立しなかつたこと。

三 競走に勝馬がなかつたこと。

2 前項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

3 前項の請求権は、当該勝馬投票券発売の日から一年内に、これを行使しなければならぬ。

4 発売した勝馬投票券に表示された馬(連勝式勝馬投票法のうち同一の連勝式番号をつけられた馬を二組とした場合にあつては表示された馬のうちいずれか一頭を除いた馬)が出走しなかつたときは、その馬(連勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組)に對する投票についてまた前三項と同様である。

(馬主の登録)

第十三條 政府が行う登録を受けた者でなければ、國營競馬の競走に馬を出走させることができない。

2 左の各号の一に該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁治産者、準禁治産者及び破産者であつて復権を得ない者
- 二 競馬法(大正十二年法律第四十七号。以下旧競馬法という)地方競馬法(昭和二十一年法律第五十七号)又はこの法律に違反して罰金以上の刑に処せられた者

(馬の登録)

第十四條 政府が行う登録を受けた馬でなければ、國營競馬の競走に出走させることができない。

(服色の登録)

第十五條 自己の服色を使用して、

國營競馬の競走に馬を出走させようとする者は、政府が行う服色の登録を受けなければならない。

(競走馬の調教及び騎乗)
第十六條 省令の定めるところにより、政府が行う免許を受けた調教師又は騎手でなければ、國營競馬の競走のため、馬を調教し又は騎乗することができない。

(登録料及び免許手数料)
第十七條 政府は、前四條の規定による登録及び免許について、五千元以下の登録料及び五百円以下の免許手数料を徴収することができる。

(特別登録料)
第十八條 政府は、省令で定める國營競馬の競走に馬を出走せしめようとする者から、一万円以下の特別登録料を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した特別登録料は、これを前項の競走の賞金の一部に充てなければならない。

第三章 地方競馬

(競馬場の数)

第十九條 地方競馬の競馬場の数は、北海道にあつては六箇所以内、都府縣にあつては各二箇所以内とする。

(競馬の開催)
第二十條 地方競馬の開催は、競馬場ごとに、年四回以内とする。但し、天災地変その他やむを得ない事由に因り、一競馬場において年四回開催することができないときは、都道府縣知事は農林大臣の許可を受けて、その隣接競馬場において年五回開催することができる。

2 前項の競馬の開催日数は、一回につき、六日以内とする。

(入場料)
第二十一條 都道府縣は、競馬を開催するときには、入場者から、五円以上五十円以下の入場料を徴収する。但し、都道府縣知事は、一回につき六百人以内の限度において無料入場を許可することができる。

(準用規定)
第二十二條 第五條から第十七條までの規定は、地方競馬に、これを準用する。この場合において、第五條及び第八條中「政府」とあるのは「都道府縣」と、第九條中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十九」と、第十條及び第十二條中「政府」とあるのは「都道府縣」と、第十三條から第十六條までのうち「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と、第十七條中「政府」とあるのは「都道府縣又は都道府縣の組合」と読み替へるものとする。

(地方競馬の停止)
第二十三條 農林大臣は、府道府縣が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して地方競馬を行つた場合には、当該都道府縣に対し、地方競馬の停止を命ずることができぬ。

第四章 雜則
(秩序の維持等)
第二十四條 農林大臣は、國營競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な命令を發

することができる。

2 地方競馬場内の秩序を維持し又は競走の公正を確保するため必要な事項は、政令でこれを定める。

(地方競馬の監督)
第二十五條 農林大臣は、都道府縣に対し、地方競馬の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について、報告をさせ又は書類及び帳簿を検査することができる。

(会計検査院の検査)
第二十六條 会計検査院は、必要があると認めるときは、地方競馬に關し、都道府縣の会計経理の検査をすることができる。

2 会計検査院が、前項の検査をするときは、これを關係者に通知するものとする。

(假法行為の禁止)
第二十七條 何等の名義をもつてするを問はず、第一條第三項の規定を免れる行為をすることができない。

(勝馬投票券の購入の制限)
第二十八條 学生生徒又は未成年者は、勝馬投票券を買い取ることができない。

第二十九條 左の各号の一に該当する場合には、左の各号の一に該当する者には、これを二万円以下の罰金に処する。

一 競馬に關係する政府職員にあつては、すべての競馬の競走について

二 地方競馬に關係する都道府縣職員にあつては、当該都道府縣の行う地方競馬の競走について

三 國營競馬に關係する調教師、騎手及び馬丁にあつては、國營競馬の競走について

四 地方競馬に關係する騎手及び馬丁にあつては、当該都道府縣の行う地方競馬の競走について

五 前各号に掲げる者を除き、競馬の事務に従事する者にあつては、当該競馬の競走について

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処する。

一 第一條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定に違反した者

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処する。

一 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行為をさせて利を圖つた者

二 馬の競走能力を一時的にたかめ又は減する薬品又は薬剤を使用し馬を出走させた者

第三十二條 前二條の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、これを二万円以下の罰金に処する。

一 第二十九條の規定に違反した者

二 第三十一條第一号の場合において勝馬投票類似の行為をした者

第三十四條 第二十八條の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

七

附則

- 第三十五條 この法律施行の日は、その公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。
- 第三十六條 旧競馬法、競馬法の臨時特例に関する法律（昭和十四年法律第三十八号）、地方競馬法及び馬券税法（昭和十七年法律第六十号）は、これを廃止する。
- 2 馬券税法の廃止前に競馬を開催した者に課した又は課すべきであった馬券税については、なお従前の例による。
- 3 第一項に掲げる法律の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 第三十七條 政府は、日本競馬会及び社団法人中央馬事会（昭和二十一年二月九日その設立の許可を受けたものをいう。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。
- 2 都道府県は、馬匹組合連合会（縣を区域とする馬匹組合を含む。以下同じ。）の資産及び負債を承継することができる。
- 3 前項の規定により、都道府県が馬匹組合連合会の資産を承継したときは、農業協同組合連合会及び農業協同組合は、当該資産（競馬に必要な資産を除く。）の買受については、政令の定めるところにより、他の者に優先する。
- 4 第一項又は第二項の規定により、政府又は都道府県が、日本競馬会及び社団法人、中央馬事会又は馬匹組合連合会の資産及び負債を承継した場合には、これら
- らの団体の解散の登記は、農林大臣又は当該都道府県知事が、これを行う。
- 第三十八條 政府は、旧競馬法により日本競馬会が行つていた競馬を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができる。
- 2 國營競馬の事務及び地方競馬の監督に関する事務を掌らせるため、農林省畜産局に、臨時に、競馬部を置く。
- 3 國營競馬の事務の一部を分掌させるため、札幌市、東京都及び京都市に、臨時に、競馬事務所を置く。
- 4 競馬事務所の名称、管轄する競馬場及び所掌事務の内容については、政令でこれを定める。
- 5 競馬部及び競馬事務所の課その他内部組織の細目及びその所掌事務の範囲は、農林大臣が、これを定める。
- 第三十九條 取引高税法（昭和二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。
- 第七條第十三号を次のように改める。
- 十三 取引所税法（大正三年法律第二十三号）により取引所特別税又は取引税を課せられる取引
- 第四十條 この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、政廳の措置をとらなければならぬ。

附録第一

出走すべき馬が七頭であるとき	出走すべき馬が八頭であるとき	出走すべき馬が九頭であるとき	出走すべき馬が十頭であるとき	出走すべき馬が十一頭であるとき	出走すべき馬が十二頭であるとき	出走すべき馬が十三頭であるとき	出走すべき馬が十四頭以上の場合
馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号	馬番号 連勝式番号
1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11 11	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11 11 12 12	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11 11 12 12 13 13	右に準ずる。

は馬四組合連合会の資産及び負債を承継した場合には、これ

附録第二
第一号算式

$$(W + \frac{D}{P}) \times (1 - R) = T$$

W は当該勝馬に対する勝馬投票券の総額金額とする。
D は出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総額金額とする。
R は國營競馬にあつては百分の二十五、地方競馬にあつては百分の二十九とする。
P は複勝式勝馬投票法における左表の場合を除き、勝馬の数をとする。

第一着の勝馬及び第二着となつた馬を勝馬とする場合	第二着の勝馬が二頭以上あるとき	第一着馬	第二着馬	第三着馬	
第一着の勝馬が三頭以上あるとき	第二着の勝馬が二頭以上あるとき	$P - (N - 2)$	$P - (N - 2) \times 2$	$P - (N - 1) \times N$	NP' は勝馬の数の数
第二着の勝馬が三頭以上あるとき	第三着の勝馬が二頭以上あるとき	$P - (N - 1)$	$P - (N - 1)$	$(P - (N - 1)) \times N$	NP' は勝馬の数の数
第三着の勝馬が二頭以上あるとき	第四着の勝馬が二頭以上あるとき	$P - (N - 1)$	$P - (N - 1) \times N$	$(P - (N - 1)) \times N$	NP' は勝馬の数の数

第二号算式

$$(T - W) \times r$$

T は第一号算式の T に同じ。
W は第一号算式の W に同じ。
r は國營競馬にあつては百分の二十、地方競馬にあつては百分の十とする。

馬四組合の整理等に関する法律案

馬四組合の整理等に関する法律案

第一條 馬四組合法(大正四年法律第一号)は、これを廃止する。
第二條 この法律施行の際現に存する馬四組合(縣を区域とするものを除く。以下同じ。)については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。
第三條 前項の馬四組合でこの法律施行の日から五箇月を経過したときに

現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

4 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の馬四組合に対し、解散を命ずることができ、この場合には、当該馬四組合は、当該命令に因つて解散する。
5 馬四組合が解散したときは、政令で定める者がその清算人となる。
6 農林大臣は、第三項又は第四項の規定による解散に因る清算の終了を馬四組合に通知させ、遅く

ともこの法律施行の日から一箇年以内に清算を終了させることに關し責任があるものとする。

第二條 馬四組合は、都道府縣知事の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行つた処分は、この限りでない。
2 前項の規定施行前に馬四組合のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものに

ついては、同項の規定を適用しない。
3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に馬四組合のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡又は代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。
5 馬四組合が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした馬四組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
6 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ、

(施設の利用)
第三條 馬四組合は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。
(資産の譲渡)
第四條 馬四組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府縣知事の認可を受け、当該馬四組合に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求め、ことができる。
2 前項の場合において協議が調わないとき又は協議することができなかつたときは、都道府縣知事は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該馬四組合に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができ、

3 第一項の規定による認可又は前項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。
4 前二項に規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
(解散準備命令)
第五條 この法律施行の際現に存する馬四組合は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。
2 前項の總會の招集は、少くとも会日から十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもつて、これを各組合員に通知しなければならない。
3 第一項の總會は、組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
4 都道府縣知事は、第一項の馬四組合の組合長又は清算人に対し、前項に規定する組合員の出席を得るため必要な措置を執るべきことを命ずることができ、

5 第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する組合員の出席がないときは、馬四組合は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する組合員の出席があるまで總會を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。
6 前項の規定は、第一條第三項及び第四項の規定の適用を妨げない。
第六條 前條第一項の馬四組合の組

合長又は清算人は、同項又は同條第五項の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を評議員に提出し、且つ、その總會に評議員の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の組合長又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十三号)及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならぬ。
3 第一項の總會においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならぬ。

4 前項の委員の定数は、五人から九人までの人数とし、少くともその四分の三は、みずから家畜を飼養する者でなければならぬ。
5 第一項の馬四組合の組合長又は清算人は、第四條の規定による資産の譲渡(第四條第二項の場合にあつては、都道府縣知事に述べべき意見)及び債務の引受については、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

(登録税の特例)
第七條 農業協同組合が、第四條の規定により馬四組合から不動産又は船舶に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いとき

は、その額による。
(関係法律の改正)
第八條 家畜市場法(明治四十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項及び第四條中「馬四組合、馬四組合連合会、」を削る。
第九條 獸医師法等の臨時特例に關する法律(昭和十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第二條中「馬四組合、馬四組合連合会、」を削る。
第十條 牧野法(昭和六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二條の二、第九條、第二十五條及び第二十七條中「馬四組合、馬四組合連合会、」を削る。
第十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「馬四組合連合会、馬四組合、」を削る。
第十二條 この法律施行の際現に存する馬四組合については、第八條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第十三條 この法律施行前(第一條第二項の馬四組合については、同項の規定により効力を有する馬四組合法の失効前)にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の馬四組合については、同項の規定により効力を有する馬四組合法の失効後)でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

國營競馬特別會計法案

法律第 号
國營競馬特別會計法
第一條 競馬法(昭和二十三年法律第 号)による國營競馬の勝馬投票券の發賣に關する歳入歳出は、これを一般會計と区分して、特別會計を設置する。

第二條 この會計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計においては、競馬法第五條の規定による勝馬投票券の發賣による収入金、勝馬投票券の發賣に伴う過誤受入金(以下過誤受入金とす)、及び預金利息その他の附屬雜收入をもつてその歳入とし、同法第八條及び第九條の規定による拂戻金(以下拂戻金とす)、同法第十二條第二項及び第四項の規定による返還金(以下返還金とす)、勝馬投票券の發賣による収入金の收納又は拂戻金若しくは返還金の支拂に伴う事故により不足した現金の補てん金(以下補てん金とす)、過誤受入金金の拂戻金、第十條第二項の規定による一時借入金の利息並びに一般會計への繰入金をもつてその歳入とする。

第四條 前條に規定する一般會計への繰入金金は、毎會計年度における歳入の收納済額から拂戻金、返還金、補てん金、過誤受入金金の拂戻金及び一時借入金の利息の支出済額並びにこれらの經費の支出未済額を控除した金額に相当する金額とし、当該繰入金金の繰入は、各競馬ごとに分割して各競馬終了の日から六十日以内になるべくすみやかに一般會計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において繰入に關する歳出予算額が当該繰入額に對して不足するときは、その不足額は、これを翌年度において繰り入れるものとする。

第五條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

第六條 農林大臣は、拂戻金、返還金及び過誤受入金金の拂戻金の現金支拂をなさしめる場合において必要があるとき認めるときは、支拂元受高(歳入の收納済額、一時借入金の受入額及び國庫余裕金の繰替額の現在額をいう)の中から必要な資金を当該官吏に交付して、これを繰り替え使用せしめることができる。

2 前項の規定により交付を受けた資金は、その交付を受けた日から六十日以内にこれを戻入しなければならない。

第七條 この會計において毎會計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度

の歳入に繰り入れるものとする。
第八條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。
2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。
第九條 薪俸給調節特別會計法(昭和二十二年法律第百四十七号)第八條の規定は、この會計の一時借入金の利子の借入について、同法第十條、第十一條及び第十五條の規定は、この會計の予算及び決算について、同法第十七條の規定は、この會計の支拂義務の生じた歳出金の繰越について、これを準用する。
第十條 この會計において支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。
2 この會計において支拂上現金に不足があるときは、この會計の負担で一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰り替え使用することができる。
3 前項の規定による一時借入金金は、当該年度内において、借り入れた日から六十日以内に、國庫余裕金の繰替金は、繰り替え使用した日から十日以内にこれを償還しなければならない。
第十一條 前條第二項の規定による一時借入金の借入及び償還に關する事務は、大藏大臣が、これを行

治三十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いとき

いは、同項の規定により効力を有する馬匹組合法の失効後でも、なお従前の例による。

出とする。
 第四條 前條に規定する一般会計への繰入金の額は、毎会計年度にお

第七條 この会計において毎会計年度における歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年

一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が、これを行う。

第十二條 政府は、勝馬投票券の發賣による收入金の整理に関する事務の一部並びに当該收入金の拂込及び第六條第一項の規定により交付を受けた資金の現金輸送をその指定する銀行(日本銀行を除く)に委託して取り扱わしめることができる。

附則

第十三條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定めら、これを施行する。

	<p>第十二條 政府は、勝馬投票券の發賣による收入金の整理に関する事務の一部並びに当該收入金の拂込及び第六條第一項の規定により交付を受けた資金の現金輸送をその指定する銀行(日本銀行を除く)に委託して取り扱わしめることができる。</p>

第九部 農林委員會會議錄第二十二号 昭和二十三年七月二日

昭和二十三年九月十五日印刷

昭和二十三年九月十六日発行

農林部

印刷部印刷局

(第九部)

(四三三)